

AUP認定『レッカー・ロードサービス資格取得』カリキュラム

目的

これまでレッカー・ロードサービス業は9299その他サービス業でした。令和4年に正式に4892として産業分類されたことから顧客本位の安心のレッカー・ロードサービス業が求められてくると考えます。

AUPとしては、組織の基本方針の事故や災害にあった時一人でも多くの命を助ける活動と、行動指針のSOSまもリスCallの迅速な対応

そして組織の行動ルールを念頭におき、厚生労働省の安全衛生特別教育に準じた研修を基本に実施し、AUP認定制度としてレッカー・ロードサービス業の技能振興を奨励します。

カリキュラムは、次の通り 1、レッカー・ロードサービス業の基本編 2、安全衛生特別教育 3、事故時の運転記録装置「EDR」取りだすCDRテクニシャン習得レーニングです。このすべての講習受講修了者はAUP認定『レッカー・ロードサービス資格者』として登録し、外部にアピールして行く予定です。

1, 基本編	2, 安全衛生特別教育 ① 電気自動車等の整備の業務に関わる特別教育 ② 巻き上げ機（ウインチ）特別教育 ③ タイヤ空気充てんの業務に関わる特別教育	3, CDRテクニシ ン習得トレーニ ング
--------	---	-----------------------------

一 基本編のプログラム

	内容	講習時間	研修方法
①	受付業務、	5時間	WEB
②	個人情報の取り扱い		WEB
③	指令業務、		WEB
④	現場での顧客対応の基本動作		WEB
⑤	コンプライアンスの徹底		WEB
⑥	レッカー車安全設置作業（含む固縛）	1時間	WEB

二 安全衛生特別教育

(1) 電気自動車等の整備の業務に関わる特別教育

第六条の二 安衛則第三十六条第四号の二に掲げる業務に関わる特別教育は、学科教育により行うものとする。

前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表に掲げる時間以上行う。

	内容	講習時間	研修方法
①	低圧の電気に関する基礎知識	1時間	WEB
②	低圧の電気設備に関する基礎知識	2.5時間	WEB
③	低圧用の安全作業用具に関する基礎知	0.5時間	WEB
④	自動車の整備作業の方法	1時間	WEB
⑤	関係法令	1時間	WEB
⑥	電気自動車現場での積み込み作業（ELEMO）	30分	DVD放映

(2) 巻き上げ機（ウインチ）特別教育

安全衛生教育、ウインチの運転に当たっては、特別教育を修了したもので、事業者が指名された者が行わなければなりません。

特別教育の学科及び実技の教育内容と講習時間は次の通りです。

（則39条、安全衛生教育規定第14条）

		内容	講習時間	研修方法
①	学科	巻き上げ機に関する知識	3時間	WEB
		巻き上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	WEB
		関係法令	1時間	WEB
②	実技	巻き上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	3時間	各社で実施
		荷掛け及び合図	1時間	

(3) タイヤ空気充てんの業務に関わる特別教育

安全衛生特別教育規程第20条安衛則第36条第33号に掲げる業務に業務に関わる特別教育は、学科教育及び実技教育に行うものとする。

学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。実技教育は下欄に掲げる時間以上行うものとする。

		内容	講習時間	研修方法
①	学科	タイヤ及びその組み込みに関する知識	2時間	WEB
②		タイヤの空気充てん作業に関する知識	2時間	WEB
③		関係法令	1時間	WEB
④	実技	タイヤの組み込み	2時間	各社で実施
⑤		タイヤの空気充てん作業に関する知識	2時間	

3 CDRテクニシャン習得トレーニング

事故時の運転記録装置「EDR」搭載義務化に伴い事故現場に駆け付けるレッカーロードサービス業に必要な「EDR」取り出しの習得トレーニングです。			
BOSCH×JARWAの協力で実施。			
目的	研修期間	研修方法	費用
EDR読み出し作業の品質維持を目的とした講習 座学、ACMと車両を用いた実習を各1日 CDR製品トレーニング EDRデータ読み出し時の作業記録方法 車体損傷の写真撮影手法 CDRレポート、車体損傷情報を合わせた 車両損傷範囲の特定概要の説明	2日間	研修所にて 対面実施	実費